

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人 町田市体育協会 と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都町田市南成瀬五丁目12番地 町田市立総合体育館内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、市民のスポーツ振興を推進し、市民の体力向上と健康増進を図り、スポーツ精神を涵養し、もって、社会文化の向上・発展に寄与し、併せてスポーツに関する諸団体相互の連絡融和を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民のスポーツ振興に関する調査、研究
- (2) 他のスポーツ団体との連絡、協議等
- (3) スポーツに関する講演会・研修会・講習会等の開催、及び印刷物の発行
- (4) 各種競技会の開催
- (5) スポーツの指導・奨励、並びに指導者の養成
- (6) 町田市スポーツ振興計画推進への協力
- (7) 町田市が設置するスポーツ施設等の管理運営に関する事業
- (8) 東京都体育協会及び東京都市町村体育協会連合会が行う事業への参加及び協力
- (9) その他、本会の目的達成のために必要と認められた事項

第3章 資産及び会計

(財産の拠出)

第 5 条 設立者は、末尾に掲げる財産目録に記載された財産を、この法人のために拠出する。

(基本財産)

第 6 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な第5条の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(基本財産の維持及び処分)

第 7 条 基本財産については、適正な維持及び管理に努め、やむを得ない理由により、基本財産の全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合には、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の議決を得なければならないものとする。

- 2 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める財産管理規程によるものとする。

(事業年度)

第 8 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 9 条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の議決を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。
- 3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- ① 事業報告
- ② 貸借対照表
- ③ 損益計算書(正味財産増減計算書)

- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類

のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

- 3 この法人は、定時評議員会の終結後遅滞なく、第1項の承認を受けた貸借対照表を公告しなければならない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第11条 この法人が資金の借入をしようとするときには、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において総評議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(剰余金の処分制限)

第12条 この法人は、設立者その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第13条 清算をする場合において、この法人の残余財産は、町田市に帰属させるものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第14条 この法人に評議員20名以上40名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次の事項をいずれも満たす者を理事会において選任する。

- ① この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人でないこと。
- ② 過去に前号に規定する者となったことがないこと。
- ③ 前2号に規定する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人になった者も含む。)でないこと。

- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理

事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は理事会において定める。

- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- ① 当該候補者の経歴
- ② 当該候補者を候補者とした理由
- ③ 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係
- ④ 当該候補者の兼職状況

- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

- ① 当該候補者が補欠の評議員である旨
- ② 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
- ③ 同一の評議員(2以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までその効力を有する。

(任期)

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬)

第17条 評議員は無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いを行うことができる。

第5章 評議員会

(構成)

第18条 評議員会は、この法人の最高議決機関で、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第19条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法」という。)に規定する事項及びこの定款に定める事項に限り、決議する。

(開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、評議員の3分の2以上から開催請求があったとき、又は、代表理事が必要と認めたときは、開催しなければならない。

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。
2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選任する。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議につい

て特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- ① 監事の解任
- ② 一般社団・財団法第198条で準用する同法第113条に規定する役員の一部免除
- ③ 定款の変更
- ④ 事業の全部又は一部の譲渡
- ⑤ 解散及び継続
- ⑥ 合併契約の承認

(決議の省略)

第24条 代表理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、評議員全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をしたときには、その議案を可決する評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。
2 議長及び出席した評議員2名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第26条 この法人に、次の役員を置く。
① 理事 10名以上18名以内
② 監事 1名以上
2 理事のうち1名を会長として、一般社団・財団法第197条で準用する同法第91条第1項第1号の代表理事とする。
3 代表理事以外の理事のうち3名以内を副会長、1名を理事長、3名以内を副理事長として、一般社団・財団法第197条で準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、理事・監事候補選出委員会が提出する定員以上の候補者名簿等の資料を参考として、評議員会の決議によりそれぞれ選任する。
2 理事・監事候補選出委員会は、代表理事1名、業務執行理事(副会長、理事長及び副理事長)の職にある者の中から2名、第48条に定める加盟競技団体から選出された者3名及び事務局長1名の合計

7名で構成する。理事・監事候補選出委員会の運営についての細則は理事会において別に定める。

- 3 代表理事、副会長、理事長及び副理事長は、理事会において理事の中から選任する。

(役員資格)

- 第28条 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 2 一般社団・財団法人法第65条第1項に規定する者及び公益法人認定法第6条第1号に規定する者は、理事又は監事となることができない。
 - 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
 - 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。
- 2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括して執行する。
 - 3 副会長は、代表理事を補佐し、この法人の業務を分担執行する。また代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務(代表権の行使を除く。)を代行する。
 - 4 理事長は、代表理事及び副会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
 - 5 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 6 代表理事、業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第32条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- ① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - ② 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

- 第33条 理事及び監事は、原則として無報酬とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いを行うことができる。

(損害賠償責任の免除)

- 第33条の2 この法人は、一般社団・財団法第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事(理事及び監事であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、理事会の決議によって免除することができる。
- 2 この法人は、一般社団・財団法第198条で準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事及び外部監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、一般社団・財団法第198条で準用する同法第113条第1項に定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の事項を決議する。

- ① 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- ② 代表理事、業務執行理事の選任及び解任
- ③ 重要な財産の処分及び譲受け
- ④ 多額の借財
- ⑤ 重要な使用人の選任及び解任
- ⑥ 重要な組織の設置、変更、廃止
- ⑦ 一般財団法人の業務の適性を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- ⑧ 一般社団・財団法人法第198条で準用する同法第114条第1項に規定する損害賠償責任の一部免除
- ⑨ 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- ⑩ その他この法人の業務執行に関する事項(評議員会の決議を要する事項を除く。)

(招集)

第36条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 理事会を招集しようとするときは、代表理事は、開催日の1週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意がある場合には、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、代表理事がなる。代表理事が欠けた場合は、あらかじめ定めた順序に従い業務執行理事が議長となる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数以上の出席者で成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第39条 代表理事が理事会の決議の目的である事項につ

いて提案した場合において、理事全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をしたときには、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときにはこの限りではない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 業務執行理事会及び委員会

(業務執行理事会)

第41条 この法人に、業務執行理事会を置くことができる。

- 2 業務執行理事会は、代表理事、業務執行理事(副会長、理事長、副理事長)、会計担当理事及び次長の委員会の委員長をもって構成する。
- 3 業務執行理事会は、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を審議する。

(委員会)

第42条 この法人に、第4条各号に掲げる事業の円滑な遂行を図るため、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第9章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長、顧問及び参与)

第43条 この法人に、名誉会長、顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び参与の推薦基準は別に定める。
- 3 名誉会長、顧問及び参与は、理事会の承認を得て、代表理事が委嘱する。
- 4 名誉会長、顧問及び参与は、無報酬とする。

(名誉会長、顧問及び参与の職務)

第44条 名誉会長、顧問及び参与は、代表理事の諮問に応じ、代表理事に対し、意見を述べることができる。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第15条についても適用する。

(解 散)

第46条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に提示する方法により行う。

第12章 加盟団体及び賛助会員

(加 盟)

- 第48条 この法人は、第3条の目的に賛同する団体で、市内を各競技団体別に統括するアマチュアスポーツ団体(以下「加盟競技団体」という。)で組織する。
- 2 前項により加盟する場合は、理事会に諮り評議員会の議決を経なければならない。
 - 3 前項のほか、理事会に諮り評議員会の議決を経た団体を加盟させることができる。
 - 4 加盟競技団体に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(脱 会)

第49条 加盟競技団体の脱会は、理事会に諮り評議員会の議決を経なければならない。

(除 名)

第50条 この法人は、この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に著しく反する行為をした加盟競技団体を、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって除名することができる。

(賛助会員)

第51条 この法人の主旨に賛同し、別に定める会費年額を

納めるものを賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第13章 補 則

(事務局)

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長、事務局員等所要の職員を置く。
- 3 前項の職員の任免は、代表理事が行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(委 任)

第53条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附則(平成24年6月23日改正)

(施行期日)

- 1 この定款は、平成24年6月23日から施行する。

附則(平成25年6月8日改正)

(施行期日)

- 1 この定款は、平成25年6月8日から施行する。